

# 産業建設常任委員会記録

令和4年9月14日

【開催日】 令和4年9月14日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時48分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	傍聴議員	伊場勇
傍聴議員	前田浩司		

【執行部出席者】

経済部長	辻村征宏	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林係長	山口大造		

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 請願第3号 市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書
- 2 閉会中の継続調査事項について

---

午後1時30分 開会

---

藤岡修美委員長 それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催します。

請願第3号市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書について、審査を行います。本件につきましては、

9月4日に委員会を開催し、参考人に請願の趣旨を説明していただきました。本日は、担当部署であります農林水産課に出席していただいておりますので、質疑を行いたいと思います。それでは、請願の趣旨としては、鳥獣被害防止総合対策交付金を山陽小野田市に取り入れて、鳥獣被害防止対策をしていただきたいという趣旨であったと思います。請願項目の1番、まずは連絡窓口を分かりやすくということと、対応できる組織体制を早急に構築してくださいという内容だと思います。これにつきまして、質疑がありましたらお願いします。

中村博行委員 1番で、請願者に確認した経緯もあります。結局目撃者が連絡をしても、早急に対応ができなかったということで、数日後の対応になったとかいうようなことが入っているんですが、その辺は確認されておりますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今回、具体的な通報内容、それから市の対応を説明します。「前日の土曜日の夜にイノシシが出た」と市に通報がありました。日曜日は休日なんで、農林水産課で順番に当番を決めて、警備員から当番に連絡が入るようになっております。その連絡を受けた者が対応することになっております。その連絡を受けた者が、庁内にはおりませんで、休日に出勤しておった職員がおりましたので、その当番ではなかったんですが、その者が通報者の方に連絡をして対応したと。その内容につきましては、現在、イノシシがいないということから、その日が日曜日だったんで、月曜日に猟友会の方等と対応すると回答しております。数日後という表現がどうか分かりませんが、休みが明けて対応すると回答しております。イノシシが現場にいなかったということで、そのような対応を取らせていただいております。もし危険が迫っておるとか、現場にイノシシがいるとかというようなときについては、場合によって、あるいは状況によって、猟友会に連絡して、猟友会に現場に向いてもらうというようなこともあります。ただ、今回は、わなをかけてほしいというような内容もありました。どこでもわなをかけたらい

というもんじゃなくて、イノシシがどこに頻繁に出ておるかというようなことも参考にしながら、また、わなをどこにかけたら有効かというのもあります。その場所が、どこの所有者の土地かというのもありますので、その辺の確認をしないと、すぐに「わなをかけます」とできないんで、その辺のお時間を頂きたいということで回答したところです。

中村博行委員 それに関して、山陽小野田市鳥獣被害防止計画、6の(2)で、緊急時の連絡体制とありますが、緊急時というのをどのように捉えているか。例えば、先ほどのように、市に日曜日、祝日であったり、あるいは夜間であったりする場合も含めて、今の回答ではなかなか不十分というか、十分に対応できないのではないかという気がしましたが、この緊急時という定義をどう捉えておられますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 土日祝日及び夜間の対応となるのかと思いますが、休日や夜間においては、市では24時間体制で勤務しているわけではありませんので、市に連絡された場合には、警備員を通して、先ほど申しましたように、農林水産課の職員に連絡が入ります。どうしても、時間を要する場合があります。緊急を要す、危険を感じるとか、危ない場合とかには、警察に連絡をしていただくようにしております。警察に連絡をされれば、市の農林水産課にも連絡が入りますので、それで連携しながら対応しておるところです。

中村博行委員 以前、夜8時ぐらいだったと思うんですけど、ヌートリアをつかまえた。今捕獲していると。だけれど、個人でどうすることもできないということで、市に連絡したら、対応がもうまるっきり納得できるものではないということで、私に直接連絡が入ったケースがあります。私がいろいろなルートで、農林水産課の方も含めて、あるんで、連絡した際には、すぐに対応していただきました。ということは、一般市民の方だったらなかなか対応できていないケースが、ままあるかと感じんですけども、その辺り、もう1回お聞きします。緊急時、今言われたよ

うに、私もちょうど夜8時ぐらいに対応していただいたケースがありますが、市民の方がそういう連絡をされたときに、即時に対応ができるような形が必ずしもできていないんじゃないかなと感じたんですけれど、それは、いかがですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体的なケースを今おっしゃっていただいたわけですが、そのときがどういう状況かは分かりません。ただ、今のお話を聞けば、捕獲したということから、連絡があれば、職員が現場に出向いていくことが対応なのかなと感じております。そのときには、ヌートリアがもう捕獲されておるということから、通報された方がどういう方かというのはありますけれども、もしかすると、そこで一晩といえますか、翌日、農林水産課の職員が出向くまで、ちょっと御自宅で管理してくれないかということを行ったのかどうか、ヌートリアなんで、獐猛な鳥獣ではないということから、そういうことも考えられるのかなと思いますが、いずれにしても、捕獲してくれと通報されたということは、適切な対応を取るべきだったと思っております。

森山喜久委員 今回電話されたときに、ちょっと聞き間違いなのかもしれませんけれど、「担当ではないけれど」、と。市に電話が2回あったけれど、それぞれが「担当ではないけれど」と言いながら対応されたと聞いています。当番制を敷かれていますと言われたんですが、実際に、平日の夕方、土曜日、日曜日は、どういう当番、要は、順番で回しているのか、班体制でやっているのか。もし現場に行かなきゃいけないときは、1人で行くのか、複数人でいくのか、その辺どういう体制を取られているか教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課の通報に対しての当番制です。これは有害鳥獣のことだけではなく、農林水産課に警備員を通して連絡がある場合には、当番制にしております。その当番は、農林水産課の会計年度任用職員を除いた職員が、1人ずつ、1週間交代で1番から順番で

回します。警備員が1番の方に電話してつながらなかったら2番、2番の方につながらなかったら3番ということで、つながるところに電話をかけておるとというのが、今の休日等の当番制です。その連絡があつて受けた職員は対応しておりますし、現場に出向くことがあれば、またほかの職員に動員をかけて、複数人で対応しておるという状況です。

森山喜久委員 今1週間、7人で回している感じですか。全部で何人ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今10人です。

森山喜久委員委員 市に、実施隊がいらっしゃいますよね。実施隊の方は、この10人のうち何人なんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課の男性職員が10人です。1人会計年度任用職員もおりますが、男性職員を実施隊としております。それと、農林水産課以外で、猟友会の支部長であり猟銃の免許を保持している市の職員がおりますので、その方を実施隊に指命しております。

森山喜久委員 被害防止計画では、実施隊は全部で10人と書いてあります。うち狩猟免許保持者1人ですか。どれが本当でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 この4月から、11人の実施隊で、うち1人が狩猟免許を保持しているということです。

森山喜久委員 今、なぜ実施隊の話をしたのかというと、電話を取られた方は、性別は分かりませんが、ただ、農林水産課の方であれば、ほぼほぼ実施隊に組み込まれているということであるならば、「担当ではない」というのは不適切だと思うんですよね。実施隊の方が「担当ではない」と言うのは。実施隊も、市長から任命されて、実施隊でやっていきなさいよって話になっていると思います。そのように任命されている方が「担当

ではない」という表現は、ちょっと不適切と思うんですが、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、おっしゃるとおりだと思います。実施隊でいる以上は実施隊の任務を全うするということになります。ただ、このときに、詳細のやり取りが分かんないんですけれども、ちょっと深い内容で、担当職員ではないと分からないところがちょっとあってということの解釈で、初めから「担当ではありませんので」というやり取りはしていないように聞いております。深い内容については、担当でないと確認ができないというように回答しておると聞いております。

森山喜久委員 そのこのところで、やっぱり現場に行かざるを得ないじゃないですか。こういう有害鳥獣の関係にしても。そういう現場に行く上においては、一定程度の知識、こういうときはどういうふうに対応するんだという経験を積ませる、それがなかったらマニュアルという形になるかもしれませんが、そういったところを、きちんと最低限で整理して、定期的には講習なり、勉強会なりしておかないと、やっぱり市民の方が不安がる場所があるのかなと思います。その辺どうお考えでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、生息エリアも広がっている、市街地にも出ておる、頭数も増えておるんじゃないかというようなところで、被害の拡大がありますので、どうにか被害を防止していきたいということです。その防止については、ただ捕獲するというだけではないんですが、被害を防止する中で今の実施隊に置かれたところであれば、追い払いとか、注意喚起とかそういうものも警察と連携しながらやっていくということも非常に大事だと思いますし、今、皆さんが御覧になっておられる被害防止計画についても、令和5年度から3年間の計画を作っていきます。この辺についても、しっかり中身を、今の状況に合ったといいますか、被害防止できるような内容で作成していきたいと思っております。それと、先進的にといいいますか、県外にも、いろいろマニュアルがあり

ます。マニュアルについても、行動マニュアルというか、対応マニュアル、それから市街地にイノシシが出たときにどうするんだというようなマニュアル等も充実したものがありますので、その辺も参考にさせていただきながら、市民の方への周知、それから関係者への取組の強化を考えていきたいと思っております。

森山喜久委員 今の説明のあったマニュアルとかあるじゃないですか。県のホームページにも、イノシシの対策とか鹿の対策がホームページに出ていますよね。例えば、市のホームページからリンクを張って飛ばせていくことが、取り急ぎできると思うんですよ。その後に、また皆さん方で、やっぱり山陽小野田市ならではの独自の部分を作るといような方策があると思いますが、県がせつかく持っているんだから、野生鳥獣に遭ったときにはどうするかみたいな感じのもの、周知策もあると思いますが、その辺はどうでしょう。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今おっしゃられた一つの案として、リンクを張るということもあります。その辺については、どういう手法がいいかというのは、ちょっと考えさせていただきたいと思えます。それから、先ほど、連絡窓口も分からない、市民の方がどう対応していいのか分からないということもありました。ちょっと遅くなったんですが、8月15日号の広報紙の配布と併せて、市内全域に班回覧で、イノシシ、猿についての注意喚起、連絡窓口、農林水産課と警察になりますが、そういうものを記したものを配らせていただいたところです。

中島好人委員 通報があつて、現地に行ったらいない。これは想像できることですよね。となると、先ほどもあったように、頻繁に出るところとか、土地の持ち主、これらを事前に調査して、事前にわなを仕掛けていくと。やっぱりそういう先取り、通報があつてから動くんじゃなくて、通学路とかとかみ合わせながら、事前に進めていくということが大切やないかと思うんですけれども、その辺の考えがあるのかどうか。通報があつて



から動くのか、その辺はどうなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　今おっしゃられたのが先手先手で先に駆除と  
いいますか、そういうものができないかということでしょうけれども、  
なかなか目撃情報とか通報とかがないと、出ないようなところに、例え  
ばわなを仕掛けたりとかいうこともできません。市街地であれば特に銃  
を撃てないところが、結構ありますので、なかなか難しい。先ほど申し  
ましたようにどこでもわなをかけたなら、取れるかという、なかなか、  
市街地なんかでもわなをかけて、捕獲しづらいところです。やはりイノ  
シシだけじゃないんです。猿も、山口市でもちょっと話題になっており  
ましたが、被害、人に危害を加えるということでありましたし、今、既  
に市内でも、猿の目撃情報もあります。猿もイノシシもそうですが、出  
たからすぐ捕まるというものでもなく、通報の中には情報提供があつて  
も「今おりません」ということもあります。その辺をしっかりとちが  
頂いて、猟友会と情報共有しながら、捕獲できるところ、わなが設置で  
きるようなところについてはわなを設置して捕獲していきたいと思っ  
ております。どうしても先手というよりは、目撃情報を頂きながら、現場  
を確認して、捕獲に臨むというような体制を取っております。

中島好人委員　すぐにといいんじゃなくて、地図があつて、そこに印がぽんぽ  
んと、情報として、ここよ、と。そういう密度の高いところとか、やっ  
ぱりその辺は事前にきちっと調査して、もう予測を立てていくというの  
は大事なことじゃないかなと。調査は、随時進めていく必要があるか  
と思います。そう進めていくということですよ。はい、いいです。

森山喜久委員　体制としては、決して人が多いとは言えないと思うんですけれ  
ど、例えば目撃者から通報があつたときに、確認する事項をきちんと様  
式化しているかどうか、教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　実際、通報を書き取つての情報共有をする様

式はありません。それと、現場に行ってからいろいろな状況を確認するという様式はありません。これも先ほど申しましたように、先進地等がいいものをいろいろ持っています。今、うちも案は作ったものの、まだそれを周知できてないところがありますので、森山委員がおっしゃられたように、そういうものについては、今後整備していきたいと思っております。

森山喜久委員 実際、整備することが本当に必要と思うんです。やっぱり日時、場所、特に場所でも住所とか目印が何かというところで、そういう鳥獣の状態とか、被害があるかないか、それこそ目撃者のお名前と連絡先を、最低限そういうものを把握した状況のものを、逆に言えば、そういうふうにまとめた状況であれば、すぐに警察とか関係機関に連絡できるでしょうし、捕獲隊、実施隊のメンバーにもメールで情報共有できると思うんですよ。そういった様式の関係等も含めて、是非早急にやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、ありがとうございます。それで今、実際に、警察から、あるいは農林水産課とのやり取りを、どちらに通報があっても情報共有するために連絡を取り合っております。その中では、目撃者のお名前、連絡先、目撃場所、何番地というのを共有して、もう目撃があった際に、その方に連絡を取ったり、現場に出向いたりということもあります。また、それが様式化されていないので、通報者の方がなかなか、なかなかというか、もう、情報提供だけですよということで、目撃者のお名前とか連絡先が分からない場合もありますし、地番が分からないので、大体の自治会名や場所をおっしゃられる方もおられますので、その辺については、今言われた様式を早急に整えて、対応していきたいと思っております。

森山喜久委員 1点ちょっと提案なんですけれど、多分、農林水産課と書かれても、一般の市民が、イノシシが出たら農林水産課に電話しなきゃいけ

ないということが分からないと思うんですよ。例えば鳥獣対策協議会がありますよね。一応協議会の事務局は農林水産課とは思いますが、鳥獣対策用の電話番号の取得、つまり直通番号が農林水産課でも農林係だったら何番ってあるじゃないですか。それと同じように、今度は協議会として、鳥獣対策で「82の11何ぼ」みたいな感じの番号を取ることができないのかというのが1点と、協議会として、やっぱりある程度実行できる人数や組織、要は体制を作っていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 請願者の請願の内容の中で、今森山委員がおっしゃられたような、分かりにくいとか、何か番号がないか、例えば、この前の110番というようなことも言われました。先ほど申しましたように市役所か警察かいずれかに電話すれば、連携が取れるようになっております。特に、短縮ダイヤルというか番号というんですか、そういう短縮の110番みたいな番号というのは特には考えておりません。農林水産課の今の番号に直接電話をしてもらうことで、何かそういうことを、皆さんに発信して周知を図ることが一つかなと思っております。先ほど申しましたように、8月15日号の広報紙の回覧に併せて、班回覧で農林水産課の番号を掲載して、周知を図ったところですし、あわせて、その中に警察署の番号も載せています。どうしても、もう本当に身の危険を感じて危ないというときには、110番がありますので、そこに電話をまずしていただくということになるのかなと思ってますんで、分かりやすい番号を、語呂合わせとかいろいろあるんでしょうけれど、そういう番号というのは特には考えておらず、ほかの方法で周知を図っていきたいと思っております。

中岡英二副委員長 この請願の中には、有害鳥獣を見かけたら、直ちに対応してほしいということが書いてありますが、実際、農林水産課に電話が来たら、情報を聞いて、それを判断して、すぐ現場に行くのか、情報を共有するだけで終わっているのか、その辺の判断はどこがされているんで

すか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 通報があったら、ほぼ、現場に行っております。ただそれが、先ほど言ったようにその周辺を見るだけで帰ってしまうというときもあります。通報内容が情報提供ですということでの目撃情報だけのこともあります。警察署からの連絡もそうです。これは情報提供ですからというところがありますので、その辺については通報の内容を見て、対応しております。ただこの前、西高泊で熊らしきものの目撃情報があったということもありましたが、熊なのかなというときには、猟友会に連絡して、熊が出没したような形跡があれば、その周辺を見るなど、すぐに対応させていただいているところです。

中岡英二副委員長 先ほど、緊急性を感じたら警察署のほうに言われましたが、それは、市民の方が緊急性を感じたら警察に連絡するのか。農林水産課がそれを聞いた時点で、身の危険を感じるような事態だから、警察に電話して、警察と農林水産課が行って対応していくのか。その辺はつきりしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺の周知はどのようにされていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これについては、例えばマニュアルで何時間経過したらどうかという具体的なところは、今後検討するにしてもそういうことがうたえるかどうか、ルールとしてできるかどうかというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、緊急性というのが結局、もう身の危険を感じて危ないというようなときには、110番、これはもう鳥獣に限らず110番だと思います。ただ、何でも110番にということではありませんので、有害鳥獣のときは回覧で周知したように農林水産課も窓口になっております。特に、この前、回覧の中では、農林水産課を上段にして、下段には警察署の番号を書いていますし、農林水産課に電話してもらえれば対応します。御自身の判断の中で、もう身の危険を感じて、警察110番に電話しないといけないというときは、そ

うされたらいいんじゃないかと思っています。その基準については何とも言えないところがあります。あと警察と農林水産課で現場に出動するときには、警察は24時間体制なんで、連絡があったらすぐに現場に行って広報活動等をしていただいております。休日等であれば、農林水産課の職員が後に行くということがあります。だからすぐに休日夜間等に対応できないときもありますし、警察の方と一緒にというか、同時に、現場に行けるときもありますので、その辺については、より迅速な対応を取っていきたいと考えております。

中岡英二副委員長　これは要望ですけれども、先ほどからそういう意見が出ていて、そういう組織体制をできるだけ早く構築してもらいたい。これは本当に喫緊の問題と思うんですよ。早く作られて、それを市民の方に、素早く周知していただくようなことを、やっていただきたいと思います。

藤岡修美委員長　ほかに、請願項目の1について、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、請願項目の2、山陽小野田市鳥獣被害防止計画書に下記の内容を記載し、ということで、まず、アです。ジビエ利活用への支援金の交付金を申請できるようにという項目で、質疑を受けたいと思います。

中村博行委員　計画書の7番、8番になると思うんですけれども、7番は先ほどおっしゃったように、令和5年からこの計画書を改定されるというお話がありましたが、この計画書では、まだ不十分というか、該当なしの項目があったり、空欄になったりしているところもあります。現状、請願書の中にもありますように、ジビエ等、捕獲した対象鳥獣の処理に関しての項目があるんですけれども、具体的な支援方法や支援の在り方といったものが記載されていないと感じております。今後、計画書を策定される際に、そういった支援についても記入すべきだと思いますが、その辺りはどう考えですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 ジビエの事業についての取組になりますが、この被害防止計画の中に記載がないと取り組めないという事業もあります。今、お手元にあります被害防止計画の7、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項については、対策協議会を開催したときに、請願の中でも、いろいろお話がありましたが、今、ジビエの処理施設にイノシシを持ち込むということがあれば、現段階7,000円のところが、ジビエの処理施設に持ち込むことで9,000円になるということで、持ち込まれた方の奨励金の単価アップにつながるという事業があります。それについて、協議会の決定事項として、これには取り組もうじゃないかということになりました。それを、県に確認したところ、どういう記述がいいかというのと、7,000円や9,000円という具体的なものでもなく、この記述で交付金の制度には乗れるということを確認しましたので、こういう記述にしております。それから、施設整備等については、協議会の中では特に具体的なことがありませんでしたので、具体的な計画が出たときに、協議会で再度協議しようじゃないかということになりましたので、今、現段階で協議会の方向性としてこういう記述をしているところです。

中村博行委員 ジビエについては、国でも力を入れていく事業かと思っております。したがって、それに併せて、本市もそれにちゃんとした形で乗れるような方式を取ってもらいたいと思うんですけども、やはり本市独自でそれに加えて何か別の支援をしていく考えはありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市独自で支援というのは特に考えておりません。交付金については、国の制度でもありますので、要件を満たせば取り組むことを協議会にお諮りして進めていくことになると思いますが、このジビエの関係については市内に施設が2か所ありますので、その2か所についても、意向を確認させてもらいながら、協議会にお諮りをしておるところです。

森山喜久委員 ジビエの利用の関係で、7番は市内施設への搬入を行うと書かれています。ただ、8番も、実際に市内に開設されたジビエ処理施設と連携した取組を検討するじゃなく、取組をしていくことを含めて書かないと、本当に処理施設に搬入したかどうかという証明書は、やっぱりジビエ処理施設自体から出さないといけないと思うんですよね。それで、ジビエ処理施設はそれを受け取った状況の中で、証明書を出す。自分たちの食用に利用していくという話になると思います。やっぱり国の要綱を見た感じで言えば、その中で、旧協議会に関する事項で、やっぱりその構成員の中にもそういったジビエ処理施設の関係者も含めて入れないと、そういったところはきちんと適用されないと認識していますんで、こちらのほうは、今回7番で変更と入れられたというのは分かるんですけど、8番と9番にも、ジビエ処理施設と連携した取組を進めていく、そしてジビエ関係者を協議会に入れていくという形が必要だと思いますがどうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 ジビエの事業について取り組むということになれば、この記述が変わってこようかと思えます。今は、検討することになっておりますが、先ほど申しましたように、ジビエ処理施設の関係者の方に御意向を確認しながら、協議会にお諮りして進めております。今、先ほど申し上げたように協議会の中では、8番の(2)、(3)があり、該当なしと書いておりますが、これについては、国の交付金の対象になるものについて取り組みますかということでのことです。今、それぞれの施設でいろいろな事業展開を図っておられるでしょうけれども、国の交付金としては、今これに取り組んでいないので、こういう記述をしておりますが、今後、御意向があつて、ジビエの施設、ハード面、それからOJT研修とか、そういうものに取り組んでいきたいという意向があれば、それをお伺いして今度協議会にかけて、また被害防止計画の変更、若しくは策定のときに間に合うように記述をしていくというふうな進め方になろうかと思えます。あわせて、ちょっと言いますと、(2)処理加工施設の取組とあつて、該当なしと書いています。これは、交付

金を活用して処理施設を整備するかということで、現在はありませんで、該当なしと書いております。それから、(3)につきましても、捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組は、OJT研修なんかになりますが、これも、今交付金を活用したOJT研修にはなっておりません。実際のこういう研修については、後継者の育成ですよ。これが捕獲にしても、ジビエの処理施設にしても、講師謝金や研修への資材といったものが対象になりますので、実際の研修生への負担軽減とか参加費をなくすというような対象ではないというものです。今、3番についてはそういうことで、該当なしと記述しております。

森山喜久委員 その辺は、本当に関係者とよく話をさせていただいてやっていただきたいと思います。実際国が出している交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準でも、結局、地域協議会に、行政、農林漁業者、技術指導者、捕獲関係者、ジビエ等利活用関係者の全てが含まれている場合、3ポイント含まれるというような表現もあるんで、山陽小野田市の状況でいえばその全て、逆にジビエ処理施設もあるんで、包含していける状況と思うんですよ。そういうふうな形でこのポイントが高ければ高いほど、やはり優先的に、市に国からの交付金も配分されるんで、こういったところの分を確認しながら、十分活用できるような体制にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 当然、交付金ですから、定額であったり2分の1の補助であったりしますので、今後、被害防止については有利な財源で取り組んでいきたいと考えております。

中岡英二副委員長 この中に、ジビエ処理施設と連携を取りながらとありますが、そして意向を聞きながらとありますが、有害鳥獣の協議会の中にジビエの業者が入ることはできないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 構成員として入ることは可能です。だから、



その辺についても協議会で事業の実施主体になり得ますので、その辺を協議会でよく審議していただいて、入ることになれば、協議会の規約を改正して、加入していただくということになるかと思えます。

中岡英二副委員長 国もジビエ、こういうものに、今から、市によっては、ふるさと納税にも、こういった商品を6次化させて、対応されておりますので、是非とも現場の声をこの協議会に反映していただきたいと思えますので、ジビエの処理施設の方も、事業所に入ってくださいよう、お願いいたします。

恒松恵子委員 今の協議会に関する事項で出ましたけれど、普通、この中に公募市民を入れるのは望ましくないんですか。ふさわしくないですか。こんな事例は、ないと考えていいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 いろいろ基本が書いています山陽小野田市のメンバーというのが大体、大きいところかな、あとは、ほかにそれぞれジビエの処理施設とか、市議会議員が入っておられることもあるでしょうけれど、公募というのは今のところ特に現時点では考えておらない。今の委員で構成していくということです。必要があれば、その辺は協議会でまた方針を決めていきたいと思っております。

中島好人委員 ちょっと順番のところだと思ったんですけど今、流れとして協議会の話が出ているので、そこに行ってもいいんですか。

藤岡修美委員長 ちょっと後にしましょう。

中島好人委員 みんななんか協議会のうんぬん言っている。入れてもええかとか言いよるから。

藤岡修美委員長 ちょっとまた協議会の項で質問をお願いします。では、2番

のAはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、請願項目2番のイ、捕獲研修、ジビエ、OJT研修等々、実行費用、あるいは研修費用に対して、国の交付金が申請できるように、ということに関して、委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 実際やっていらっしゃる方がいるというところの中で、被害防止計画で言えば、先ほどあった8の（3）ところですか、一つは。捕獲等した対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組というのは、多分、ジビエのOJT研修かなと思いますし、あと3の（2）対象鳥獣の捕獲等に関する事項の（2）その他捕獲に関する取組というところで、人材育成を図ると最後に書いていますけれど、人材育成とは、やっぱり捕獲するための人材育成、捕獲技術を取得するための研修になるかなと思いますが、そういう理解でよろしいですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。捕獲、捕まえるためという意味での人材育成を考えております。

森山喜久委員 あとは、今回、実際捕獲のOJT研修とか技術の習得の関係で言えば、令和4年度で実施しているならば、そちらを研修費用として見ることができるかと理解してよろしいでしょうか。（発言する者あり）もう1回。はい。今回、2年から4年度の計画じゃないですか。その中で、実際、狩猟免許の取得促進や人材育成を図るという、実際この人材育成自体は、捕獲に関する技術の取得とか、捕獲のOJT研修という形で見ることができると思うんですよ。それであるならば、市が、こういう研修をしていますよと国や県にきちんと申請し、実績報告すれば、その分が交付金として支払われると理解してよろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。交付金につきましてはOJT研修がありますし、その中で、捕獲をするということもありますし、ジビエの処理加工施設の研修等もありますので、それらは対象に

なります。ただそれは、協議会のメンバーであるとか、協議会のほうで、取り組むか取り組まないかという方針決定も必要になってきます。当然、ジビエについても国の政策ですので、その辺については、十分取り組んで進めていくことは必要だと思っております。同時に、捕獲、取ったものをどうするというのも当然ありますし、とにかく取っていく、防護することも必要かなと思っておりますので、総合的な観点から、被害防止に努めていきたいと思っております。

森山喜久委員 今の答弁で言えば、そこに捕獲関係者とか技術指導者の名称が、もし、この協議会の構成員に入らなければ、今回やっていらっしゃる方がいても、人材育成の分の補助金の交付金の対象にはならないということなんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、実際に協議会にその講師が入っておらないといけないというんじゃなくて、協議会主催の研修となれば、別に講師を招いて講師の方への謝金等はできますので、必ずしも講師の方がここに入っておかなければいけないということではありません。

森山喜久委員 ただ、請願者の方々が、また個別にそういうふうな勉強会とかおなを作る体験とかをされていらっしゃるんですけど、地元で地道にそういう活動をしている方々は対象にならない、対象になる、どちらでしょう。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、対象になっておりません。

森山喜久委員 対象になる方法は何かあるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、協議会が主催になるということです。

森山喜久委員 ですから、その協議会の構成員に入っていないと駄目だということ

とでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 手法といいますか、研修会等がどういうふうな形でされるかということで、協議会が主催になってその構成員の方が、それを実際にやられることになるのか、協議会が主催として講師を招くのか、手法によってまた変わろうかと思っております。

森山喜久委員 実際に講師として招くのか、協議会が講師として派遣していくのかというところでも、また違ってくるでしょうし、その部分は、構成団体に入れ込んでいくのか、認めていくのかという話にもなっていくんでしょうけれど、ただ猟友会のメンバーであれば問題はないということでもいいんですよね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 猟友会のメンバーで……

森山喜久委員 細かい形なりますが、猟友会の方が、そういうふうな、ただ勉強会をまとめられたと。小学校から中学校から、若しくは地元自治会から求められたというところがあって、それを、協議会に一旦投げてくれと。協議会で、例えば、係長は行くよという話になるかもしれないし、課長が行くかもしれん。でも、やっぱり、求められた人間で、その人にちょっと行ってもらおうという形であれば、猟友会に属していれば、協議会から派遣したということで、そういうふうな交付金の対象にもなるという理解ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 講師としての肩書がどうかというところが一つあります。猟友会の方が提案して、こういう研修をやりたいと。協議会がその研修を認めれば、交付金の申請をして、被害防止計画を変更して、それが対象になるようにして、国に交付金を申請して、認められれば交付金の対象になるということです。あくまでも行為について、肩書、どういう方がどういうふうに行われるか、それを協議会が実施主体

として認めるかどうか、交付金の対象になるかどうかというところだ  
と思います。

中村博行委員 協議会主催の勉強機関みたいなものもあろうかと思ひますし、  
また、専門的に高度な技術を求めて受講される場合もあろうかと思ひ  
ますけれども、実際に協議会主催の講演みたいなものは、現在どのぐら  
いされているか、御存じですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、協議会が主催でというのはやっており  
ません。今、県には、いろいろ地域ぐるみで、防護柵であるとかイノシ  
シの生態を理解するとかいうような出前講座がありますので、出前講座  
をまず活用して進めたいと思ひております。そのために先月、農業法人  
にちょっといろいろお話をさせていただきました。こういう出前講座が  
あるから、要望を確認して、稲刈りが済んだら、ちょっとやってみませ  
んかということで投げ掛けておるところです。協議会としては、出前講  
座も活用しながら、これは県でやっていただけますので、日程が合えば  
それで実施する、費用も掛からないというところがあります。それも活  
用しながら、それで補えないところといいますか、必要、それ以外のと  
ころで、また研修等が必要な場合には、協議会が実施主体となって開催  
するというようなことも考へております。今のところは具体的には協議  
会で開催するようなことはないですけど、まず出前講座で充実させて  
いきたいと思ひております。

中村博行委員 私が感じたのは、そういったところじゃなくて、もっと高度な  
技術の取得のために、ほかの専門性を持ったところに受講するので、そ  
の費用がかなり高く掛かるから、そういった面の交付金の活用はできな  
いかと捉えたんですが、あくまでもこの交付金については、協議会が主  
体となったものでないと交付金が下りないという理解でいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。協議会が実施主体、

若しくは協議会が認めたものということになります。

中岡英二副委員長 今言われていることがよく分からない。この狩猟学校というのがあり、そこで実行される方に国からの実行費用、研修費用の交付金が申請できるような計画はないかというお問合せなんですけれど、この狩猟学校と協議会が催される出前講座というのは関係があるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 狩猟学校をやっておられる方もおられるとは聞いておりますが、特に協議会と狩猟学校が連携を取りながらということはありません。

中岡英二副委員長 それなら、狩猟学校で、こういうことを学びたいという方に、国からの補助交付金というのは申請できないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、協議会が実施主体か、協議会が認めたものとして、協議会が国に申請して、認められたら対象にはなります。

中岡英二副委員長 その協議会が認められない要件というのはあるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会で優先的に何をしていくかというところがあると思います。先ほど森山委員もおっしゃられたように、限られたお金、どこまでも膨らむというものではないんです。どこのメニューを展開していくかというところがありますので、必要に応じて、必要といたしますか、優先順位を付けながら取り組んでいく。取り組めるものについては、先ほど申しました被害を防止するために、幅広く、総合的にやっていきたいとは思っております。

森山喜久委員 ただ、この交付金の関係でいったら、山陽小野田市はほとんど使っていないですよ、ほかの市町に比べて。例えば下関市では、30

キロメートルとか10キロメートルの防護柵をやっていますし、機材とかも有害補償で、檻とかを購入とかされていますよね。優先順位があるのは確かかもしれないけれども、やっぱり、皆さん、いろんな意味で危機感を持っているじゃないですか。それであるならば、本当に山陽小野田市で今必要なのは何だろうかと全部リストアップして、それに対してのこんだけの分が全部必要なんだと国や県にきちんと伝えて、その中でもちょっと予算がないから削れという話になったら、それはそれで仕方がないかもしれないけれど、今その優先順位とかじゃなくて本当に減らなきゃいけないなら全て出すしかないんじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、幅広く実施していきたいと思っておりますし、これについては、協議会の中でいろいろお諮りして、今、方向性を示しておるのが、私が申し上げておる内容です。これについては、また先ほどに戻りますが、関係者の方等に御意向を確認しながら、協議会にまたお諮りしたいと思っております。現在はいろいろ、事業について、ジビエの関係、それから担い手の育成等、県からも事業説明していただき、委員の方に御理解いただき、それからどうしますかというところでお諮りしたところ、今私が述べたような方向で進んでおるといところが現状です。だから、今後幅広くというのがいろいろな被害防止の事業がありますので、その辺については協議会にまたお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ウの項目です。若干、先ほどの交付金の申請にかぶったかもしれないかもしれませんが、わな等捕獲機材導入経費の補助金について、委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 ちょっと交付金の関係には入らないかもしれないんですけど、この前、請願者からすれば、一部の猟師が経費補助金をもらえてないというお話があったんですよね。その辺の関係、分かる範囲でいいので教

えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まず交付金が、個人の方に出るということはありません。今、交付金については、西部広域のわなと資材の購入に係るものと、国庫補助金として協議会に配分されるものがあります。いずれにしても、猟友会に、この資材については、お渡ししておるところです。特に、具体的に言ったら、西部広域は、狩猟者の端末とか猟犬の端末、それからイノシシ用の箱わなとか、くくりわなとか、そういうものを、山陽地区と小野田地区とありますのを隔年で交互に補助を受けているというところが一つ。それから、国の交付金につきましては、令和3年度の実績で言いますと、ヌートリアの小型箱わなとかイノシシ用の箱わなとかを購入させていただいて、それぞれ両猟友会にお渡しをしておるとというのが現状です。あと、実際のくくりわなとかがありますが、これについては、市が猟友会に委託料を出しておりますので、その委託料の中からそれぞれ材料を買われて、作られるとも聞いております。

森山喜久委員 今猟友会への委託料、くくりわなの関係は、また後で別個に質問させていただきますので、準備しておいていただきたいんですけど、国の交付金とか西部広域、県関係の交付金の関係で、箱わなを中心に購入していると。その行き先は、両方の猟友会だということによろしいですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 箱わなが中心というか、箱わなの額がちょっと張るもんで、額的には箱わなが多いわけですけども、今おっしゃられるとおりで、両方の猟友会にお渡ししております。

森山喜久委員 ちょっと確認したいんですけど、令和3年度で、イノシシの捕獲実績が617あるじゃないですか。今回、イノシシでは617と。この中で、山陽地区の猟友会が何頭なのか、小野田地区の猟友会が何頭なのか。あと、箱わなで取れたのが何頭か、くくりわなは何頭かという



のを教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和3年度のイノシシの捕獲数617について、山陽地区が415、小野田地区が202です。箱わな、くくりわな数については、今お答えができません、分かりません。

森山喜久委員 実際感覚的には、今、事務をしている人からすれば、箱わなが多いとか、くくりわなが多いとかいうのは、その辺の傾向だけでも分かりませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 狩猟と駆除になりますが、駆除は、割と箱わなです。もし民家に近いところでくくりわなを使うと、けがをするなどして、どうもうになって逃げると危険です。ですので、民家、人出が多いところにくくりわなというのは危険と考え、山陽地区と小野田地区とで考え方というかやり方が違うところがありますけれども、駆除については、割と箱わな中心でやっておるところです。

藤岡修美委員長 1時間たちましたんで、ここで換気のため休憩し、40分再開とします。

---

午後2時32分 休憩

---

---

午後2時40分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開します。請願項目2のウ、捕獲機材の導入につきまして、委員の質疑がほかにあれば。

中島好人委員 もう端的に、ここに書いてある内容についてどうなのかということをお答えしてもらったらいいんですけども、要するに、一部では補助

金がもらえず、自己負担しとるところもあれば、きちっともらえるところもある。不平等ではないかと言っていますけれども、本当にそうなのか。その辺についてどうなのかということ。実績書を見ると、要するに21件防護柵の設置が。そして、1,120万円という実績になっているんですけども、要するにこれはどういう仕組みになっているのか。要望があったところに設置するのか、計画的にこの度は21個設置しようという取組なのか。書いてあるように、捕獲機材の導入経費の支援のほうが不足しているのではないかという話もあるわけですが、それについて、端的に答えてもらえたらと思います。どうなんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今の御質問で、資材というのが防護柵を示したのではなく、狩猟のためのわなということだろうと思います。このわなについて、どうかということで先ほどお答えさせていただいたんですが、国の交付金、それから西部地区の補助金をもとに、各猟友会に捕獲の資材をお渡ししておるところです。それで、市からの委託料で猟友会が材料を買って、わなを作っておられるということも聞いておりますということで先ほどお答えしました。この御質問とはちょっと違うのかなと思いますが、それぞれ防護柵については、参考までに申し上げますと、畑や農地を守るために申請が上がってきて、現地確認し、補助の要綱というか要件に合致すれば、補助するということです。その実績が先ほど21件ということですよ。

中島好人委員 もらえないところがあるというのは、それは要件に合致してないということになるんですか。なぜかという、この平等、公平という行政に対して、そういう指摘を受けているわけですから、その辺については、僕らとしては、そうになっているなら正せとなるけれども、いや、きちっとやっておりますというならそれに答える。どっちなのかということなんです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、この請願の内容に

については、わなのことを指すと思っております。だから、猟友会なり駆除隊の方でわなを自己負担でやっておるという方がおられるということで、この内容を理解しておるわけですけれども、防護柵ではなく、わなからすると、先ほど申しました西部広域の補助金、それから国の交付金を猟友会に補助しておるということと併せて、市から猟友会に委託料を出しておりますので、その委託料の中から材料を買われて、わなを作っておられると聞いておるということで御回答させていただきました。

中島好人委員　　ようやく、協議会のところに来たわけですけれども、前回から聞くと協議会の内容っちゅうか、中身が今後のこの活動に左右していると。例えば、研修についても協議会の承諾を得られればとか、主催であればとか、そういう中で、ほんならの協議会の在り方ですね。今、このウの中に、今の協議会のメンバーでは、国の支援を受けられない。それは事実なのか。そして、受けようと思えば、以下挙げるメンバーも、ここに書いてあるから、わざわざ言いませんけれども、こうしたメンバーを協議会の中に入れれば、支援が受けられるとなっているわけですよ、請願の中身は。それは事実なのか。国の支援が受けられるならば、そういうメンバーに入れればいいじゃないですか。それで国から支援してもらえばいいじゃないですか。誰も思いますよね。それをなぜしないのか。わざわざ国から支援してもらえるのに、なぜしない。誰も思う。これは、当市だけの問題じゃないですよ。やっぱり鳥獣の問題もイノシシの問題もカラスの問題も。そういう中で、どこも自治体の困っているなら、先に手を挙げたほうが勝つちゅうのがあるんじゃないですか。だから、そういう意味じゃ、国からもらえる支援に早く乗かって、早く手を挙げて、支援してもらおうという流れがいいんじゃないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　　確かにおっしゃられるとおり、被害防止のための手法として、捕獲がありますし、その捕獲については、猟友会の隊員が高齢化になるということもありますので、後継者に担い手の問題というのは大きいものです。だから、そのために、いろいろな研修をする

とか担い手の育成は必要なものと考えております。先ほど申しましたように、協議会で今、考えておりますのは方向性として、県の出前講座による、担い手の育成とかもろもろを考えておると、地域ぐるみでの防除というのも考えていますので、その辺を展開していきたいと。それから、それに乗らないものについては、協議会でいろいろ担い手の育成のための支援、事業を展開していきたいということですけれども、これについては、まだ具体的にここで申し上げられるような内容がないというのが現状です。今後については、幅広く関係者の方の意見もお聞きしながら、また協議会にお諮りしていきたいと考えております。

中島好人委員　ここで、こうしますと回答するのは難しいかもしれませんが、そういう協議会のメンバーに以下挙げる様々な人材等を付け加えていこうという方向性があるのかどうか、その辺だけ確認したいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長　当然、被害を防止するために必要な人材については、協議会に受け入れるということは考えております。あとは誰をどのような方をとというのは、また協議会でお諮りをするようになるかどうかと思います。

矢田松夫委員　結論だけ言いますと、この前、請願者が来て本当にすばらしい内容をあれほど説明されると思わなかった、本当に。だから、今日の委員会は、その方が言った実態と、そして、それに基づいて僕たちがこの請願内容について疑義をただと。本当にそういう実態があるかどうかという話をしてかんとですね、話がかみ合わんと思うんよね。例えば、今ウのほうに行っていますよね。全額自己負担って書いてあるんですよ。本当に全額自己負担する実態があるのかどうか。箱わな等については、許可制でしょ。違うのか。許可制のわながいろいろあるんだけど、これについて勝手に、例えばイノシシが出るから、勝手にわなを置くわけにはいかんでしょう。置かないものを全額自己負担すること自体がおかしいでしょ。こういう事実があるかないのかを、そしてそ

ういうことはいけませんよとか、これはいいですよとか、こういう質疑していかんとね、これずっとやりっ放し、言いつ放しになるわけ。例えばウなんかどうなんすか。こういう実態があるのかどうなのか。なければないって言ってください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 自己負担になっておるといようなお話は聞いております。実際に、先ほどの国の交付金等を活用した資材の購入については、猟友会にお渡ししておりますし、個人に対して市から支援するということはありませんし、協議会も個人に対して支援をするということはありません。今の委託も猟友会にしておりますので、猟友会を通じて市に頂ければ、市もまたその内容について適正な委託料の額かどうかを考えていく必要があるかと思っております。

矢田松夫委員 そういう実態があると認めたんですね、執行部は。全額自己負担しておるのが現実にあると。これを認められているんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 認めたかどうかというか、そういうお話を聞いておりますので、それについては、猟友会を通して、市に、事務局に頂くようにということでのお話はさせていただいております。

矢田松夫委員 いや、現にこのウはそのように書いてある、全額自己負担していると。何ぼ猟友会に補助金を渡しよるから、猟友会で勝手にしなさいじゃなくて、補助金そのものは市役所から出よるわけやから、それを言っなければ、またまずいし、これが事実かどうかちゅうのも、第三者がやるんじゃから、俺は知らんちゅうわけにはいかんでしょ。それをもう1回調べてくれちゅうんか。これが一番大事なとこやね、補助金がまともに行っているか行っていないのか。それを、人のせいするわけにいかんでしょう。委託する側が。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほどから繰り返しになるんですけど、西

部広域の補助金、それから国の交付金で、資材、つまりわなを猟友会にお渡ししております、それを猟友会が、どなたがそれを使っておられるかどうかというところまで農林水産課で把握しておりませんので、ちょっとその行方は分からない。いずれにしても、有効に駆除のために活用しておられるということで考えております。

矢田松夫委員 では、これは調査していくということですね。どのように有効的に使っているのか。あるいは使われていないのか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そこにつきましては、補助金、交付金で購入したものですから、個人がそろえたものではありませんので、その辺について有効に活用しておられるかどうかというのを再度、確認していきたいと思っております。

森山喜久委員 実際、協議会の関係で、ヌートリアの関係、イノシシの関係、資材がという話を口頭で言われるんですけど、実際、私はどういう状況か分からないんで、できれば協議会の資料、予算決算の資料とか実績の資料が欲しい。これが1点。要望として上げます。それと、最後、下のほうにあるんですけど、捕獲計画数がやっぱりすごくかい離していると。次のページに、イノシシであれば100頭、100頭、100頭と、捕獲計画数が書いてあって、現実と全然かい離し過ぎているから、きちんと現状、六百三十何頭とかであれば、例えば700頭を目標にするとかして挙げていかなきゃいけないんじゃないかというお話だったんですけど、実績に基づいて計画していつてもらいたいという話については、対応できそうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今御質問のありました被害防止計画でのイノシシが、100頭、100頭、100頭となっております。これは令和2年度、令和3年度、令和4年度の計画数なんですが、ここに挙げている数字というのが、国の交付金の対象になる捕獲数を挙げておるんです。

実際には、駆除数って言ったほうがいいですかね。先ほど600頭ほどイノシシを取っておられますので、ここに600頭と挙げるのか、緊急捕獲で駆除した、国の交付金の対象になっている100頭を挙げるかというところで、ここについては、県内でも割と交付金の対象になっている数をここに挙げておられるんです。ただ、これにつきましては、県にも確認したところ、交付金の対象になる過去の実績を踏まえて記入しておられるところが多いというのものもあるし、それ以外に捕獲数、さっきの600という全体の数字を挙げて、括弧書きで駆除数を挙げる場所も県内には見受けられますので、その辺については御指摘のありましたとおり、分かりやすいものをここに挙げていく、それから説明が必要なものについては別途説明書きをして、分かりやすいようにしていきたいと思っております。実際に、この100というのが、先ほど申しました駆除の捕獲からすると、平成29年が97頭、平成30年が119頭、令和元年が100頭、令和2年が78頭、令和3年が139頭ということで、平均すると5年間で106頭ということになりますので、その辺からこれを出しております。その数字プラスまた計画っちゃうことですから、幾らか、努力目標じゃないですけども、今、イノシシなんか増えておるといところからすると、この辺を先ほど申しました次回の策定のときにその数字を反映させていきたいなどは考えております。

森山喜久委員 協議会の関係の資料を頂きたいんですが、その辺はもらえるんですか。どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは市の資料ではなく、協議会の資料になります。別に隠すつもりはないんですけども、協議会にお諮りしてからどういう資料が要るかというのをまたおっしゃっていただければ、出せる資料については出していきたいと思っております。

森山喜久委員 先ほどから「協議会にお諮りする」という言葉がどうしても出てくるんですけど、でも、実際のところ、お諮りするにしても農林水

産課が提案していただかないと、結局、話が進まないじゃないですか。今日この場で話をしている内容、請願者が求めている内容。実際、今、その構成メンバーでは取組が不十分じゃないかというのを、議会にしても市民にしてもそれをちょっと感じているから、今回こういうふうな請願になっているので、やっぱり協議会にお諮りするとか、農林水産課として受け止めて、協議会にきちんと責任を持って、そういうメンバーを挙げていくとか、取組を進めていくというような回答にはならないんでしょうか。どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 当然、請願が出ておりますので、その内容は内容として受け止めて、事務局として協議会にはお諮りしたいと思いますが、先ほど申しましたように、以前、関係者の方のいろいろな御意向を聞いて、その御意向を協議会に、今年で言うと3月2日にもお諮りしております。そのときにはなかなか結論、方向性も出なかったわけなんですけど、この7月にもまた協議会を開催して、具体的に協議会への加入とか、ジビエの事業への実施についての協議をさせていただいておりますので、それについて、協議会での方向性は出させていただいています。今後また関係者の方にいろいろ御意向を聞きながら、また協議会にお諮りしたいと思っています。これは事務局で「やります」、「やりません」というのはなかなか言えないので、それについては今あったいろいろな御意見を十分受け止めて、協議会にお諮りしたいと思っています。

森山喜久委員 再度確認なんすけれど、協議会は、箱わなとかヌートリアわなとか購入したものを、現物として猟友会にお渡ししているという理解でよろしいですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 市からの委託金については、お金として、両猟友会にお渡ししているということですね。



川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 ただ、この間も言っているんですけど、結局、委託金自体が、交付金は先ほど言われたように100頭前後という話は分かります。ただ、捕獲実績はやっぱりもう平成29年度は239。それが令和3年度に617となって、もう2.5倍に増えているじゃないですか。さっき言われた、例えばくくりわなを作るにしても、2.5倍以上の材料費っているわけじゃないですか。ほぼ、4、5年の間にそういった内容がすごいボリュームアップしている中で、本当に今の委託料で賄えているのかっていったら、賄えていないのが先ほど、ちょっと一部の方にお金が渡ってないとか、補助金が行ってないという状況なのかなと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それについては、他市に比べると、猟友会への委託は非常に少額とっております。それにつきましては、猟友会といろいろお話をさせていただいて、その額で本当にいいのかということを確認しながら、予算要求、そして確保に努めておるところです。今のところ、ずっと横ばいというか50万円弱の委託料になっております。これも、また、先ほどの担い手の育成とかいろいろな中で、また猟友会の協力も頂かんにゃいけんところもありますので、その辺についてはまた猟友会といろいろ協議を重ねながら、来年度の予算確保に努めてまいりたいとっております。

森山喜久委員 ただ実際、先ほどから言いますけれど、結局くくりわな一つとっても、部数はすごい増えていると思うんですよね。箱わなで事足りておけば問題はないでしょうけれど、そういったところで、実績を頂いているんですけど、その実績に基づいた積み上げで、委託料をきちんと算定してもらわないといけないかなと思いますので、今回、あくまで決算議会でもあったんで、取りあえずは言わないとは言いましたけれど、

新年度に向けてその辺はきちんとしていただきたいと思います。

中岡英二副委員長 請願者の文書の中で、捕獲計画数を上げれば、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられると。捕獲計画数が100で、計画は、それが上限ってさっき言われましたが、先ほど捕獲した数が実際と目標とかい離があると。六百何頭取っているのに、100しか計画に載せていないと。計画では100が限度、それ以上何ぼ捕獲の計画を高く組んでも、もらえないということですか。ここに書いてあるのは、国からの機材の導入は、計画数を上げれば上がるんじゃないかと思われていますが、その辺は間違っているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 100が限度というわけではなく、これは実際の被害防止計画ですから、実際にあった正しい捕獲数、計画数を挙げるべきと考えておりますので、先ほど申しましたように、次期計画の策定については、この辺の数字をちゃんと把握する中で、挙げていきたいと思っています。それで、今、100を、実際の600にしたらどうなるかというところでしたが、この100は先ほど申しましたような交付金の対象になる、緊急捕獲の頭数を挙げておったわけですけれども、これが実際の今600頭という捕獲があるので、計画数を上げたら、交付金の額が上がるんじゃないかというところですが、これについては、県からも明確な回答もなく、なかなか、計算式に当てはまるようなものではないのかなと思っています。先ほど申しましたように、上げて交付金をもらうというよりは、目標値として正確なというか、割と正当な数値を挙げていきたいと考えております。

中岡英二副委員長 だから、この箱わなとか、こういうわなの経費が、全額出てないというのは、そこにあるんじゃないかなと思うんですよ。はっきり言って取り過ぎているし、わなを掛けすぎている。その中で、取られた方にそういう経費は渡っていないと。もちろん猟友会を通してでしょうけれど、その辺が少ない、取った数に対してそういう箱わなの経費が

掛かり過ぎているんじゃないかと思いますが、どう思われますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 捕獲数も多いですし、捕獲をすると、箱わなについては繰り返し使えるんでしょうけれど、くくりわなについては割ともう駄目になってしまって、また新しいわなを仕掛けないといけないということもあるんでしょうから、そのわなによって、どれだけの経費が掛かるかということになります。当然、たくさん取るとたくさん経費が掛かると思います。その辺につきましては、猟友会に委託しておりますから、今後、事情もよくお聞きする中で、来年度の予算確保に努めてまいりたいと思っております。

矢田松夫委員 ウについて質問します。請願者はこう言っているが、現実どうなのかということについて質問します。ウの一番下に書いてあります、「実際に」と、「地域の住民が、地区の住民が推薦するもの」と、こう書いてありますね。ウの一番下に。（発言する者あり）外野のやじが飛びよるが、書いてありますよね。これはどうなんですか。私から言えば、協議会の中に、例えば一番被害を被っている地域の農業法人の代表とか、ひっくるめてこの中に、何かいろいろ、その上の上部団体あるけれど、やっぱり地域住民が一番、被害を被っている、あるいは被害を被っている状態が分かるんですよね。例えばそういう人を、入れたらどうなのか。それから二つ目は、民間の実施隊員を加えると、加入させると。こういうふうに請願者の方は言われていますけれど、現実の実施隊員の実施隊設置要綱では、第3条に市の職員から市長が指名すると書いてあります。この請願者は民間の隊員を入れなさいということなんですけど、この二つについて、お答え願えますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど請願の中にありました、地域の住民の方が推薦するというようなこともありますけど、今、実際に市として駆除をお願いしておるのが、猟友会の中で、捕獲隊という隊がありまして、十数名ずつ山陽地区と小野田地区におられます。その方に市が駆除許可

を出して、駆除していただいておりますというところです。地域の方というのは当然、今の質問とこの回答はどうかというのがありますが、農林水産業者、被害に遭われた方も、担い手として、わなとか駆除に参加していただくということも、今からの担い手づくりとしては必要なことかなと思っておりますし、そういう方が対象となつての交付金の研修事業なんかもメニューとしてはあります。あわせて、今の駆除されている方の負担軽減としては、地域と一体となつた駆除をする。というのは、国の交付金の中にサポート制度がありまして、地域の方が例えば箱わなを設置したときに、獲物が取れているか取れていないか、捕獲したかどうかを確認してもらうという確認作業、それから、餌やりの餌付けの作業なんかも、免許も持たずに地域の方に協力していただけるような制度もあります。これは、国の制度として人数が40名以上とかもありますので、交付金の対象にはならないかも知れませんが、そういう地域の方と連携しながら駆除の充実を図っていきたいと思っております。今の実施隊については市の職員しかおりません。先ほど申しました11人の市の職員が実施隊として、現場に出向いて行って追い払いをしておるところでございますが、今後、民間を入れてはどうかということが、請願の中にもあったわけです。これについては、19市町ある中の9市町が、民間の実施隊が入っておられるというのが、県内の状況です。これについては、市のいろいろな御事情があつたりしてのことかも知れませんが、山陽小野田市としても、実施隊に民間を入れるかどうかにつきましては、いろいろ関係者の方と協議を重ねる中で進めていきたいと思っております。これが実際にどういうことかということ、駆除というのは駆除隊がどんどん広がれば広がったほうがいいんですけども、山陽地区の駆除隊と小野田地区の駆除隊で、許可については、山陽は山陽のエリア、小野田は小野田のエリアで駆除を許可しておられるというのが実際です。これを充実させていくためには、例えば、ほかの第三者の方が入っていくというのはあるのかも分かりませんが、他市は、猟友会の方が実施隊の中に入っておられるというケースなんですけれども、入れたときにこの実施隊のエリアをどうするかということも一つ出てくるのもあります。今実際に

お話を進めさせてもらっているのが、山陽地区、小野田地区をもうエリアを取っ払って、市内全域でそれぞれが連携しながら、協力して、駆除に取り組んでいけないだろうかということ、今、それぞれの猟友会にお話しさせてもらっているところですから、それがすぐ有効な駆除かという、そうでもないかも分かりませんが、できることを一つずつやっていきたいと考えております。だから、民間の実施隊の加入については、またいろいろな条件というか、協議しないといけないこともありますので、その辺については、よく内容を確認しながら、必要に応じて民間の方を入れ、また条例の制定等を考えていきたいと思っております。

矢田松夫委員 私が一言しゃべりゃ、何ちゅうか10分ぐらいしゃべるから、要領よく、まとめて回答してくださいね。これについては、請願者の内容については検討していくと。いろいろ鳥獣被害に詳しい人材がずっと書いてありますね。それらの方を入れることもあると。それらについても、検討する、検討にも前向きと後ろ向きがあるけれど、これを前向きに検討するという回答でいいですね。（発言する者あり）はい、いやいやもういいですよ、また話が長くなる。ということで、いいです。それから、この実施隊員っちゅうのは、やっぱり構成員は今の市の職員の方がほとんどですけど、民間隊員を入れろということで、民間の場合は、狩猟税が1万5,000円ぐらい免除になると、そういう恩典があると聞きましたが、そうすることによって、また民間の人が狩猟に、あるいは駆除に対する熱意なり、補助金に代わるものになると思うんですよ。恩典があれば。私はやっぱり民間の方も入れることもやぶさかでないなと思うんですが、ただし、猟友会の皆さん方が、この人が最適であるという方を是非入れるように私は望みます。このウについては、そういうことです。

藤岡修美委員長 今3番の鳥獣被害対策実施隊についての項目で、質問というか要望というか出ましたけれども、質疑がありますか。

森山喜久委員 民間実施隊の関係をまた検討していくという話でした。山陽のエリア、小野田のエリアを取っ払って全体にするという言い方もあったんですけど、その一方で、農業委員会で区分けしていますよね。農業委員、最適化推進委員が、1から14まで区分けしていますよね。例えば、そういった区分けも利用しながら、その地区で農業被害とか鳥獣被害で悩んでいる人たちの声を吸い上げて、民間サポートの方々に名乗りを上げてもらえないかというような吸い上げ方式、それもひとつ考えてみてもいいのかなど。一気に全体にしたら、そういう民間の実施隊員の募集をしたとしてもなかなか厳しいかもしれないので、地区ごとに募集していくという方策もあるかもしれないんですけど、その辺もちょっとまた検討してもらえたらと思いますが、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 エリア分けというのは、なかなかここで「やります」、「やりません」というようなお答えをしづらいところがあります。実際に、協力体制、連携してできるものについては、連携していきたいし、有効なエリア分けができて、それが被害防止につながるということであれば、それも一つだと思っています。今、考えておるのは、先ほど申しましたように、小野田地区、山陽地区ではなく、市内全域で猟友会、捕獲隊の方が連携しながら駆除を実施できるのではなかろうかということで協議を進めております。そのとおりになるということは、今、お答えできませんが、そういうことで今お話を進めさせていただいておるところです。だから今、森山委員のおっしゃられたエリアを分けることも、もしかすると有効な手段の一つかも分かりませんので、その辺も念頭に入れながら進めてまいりたいと思っています。

中村博行議員 ちょっと端的に行きましょう。3番、先ほど民間の実施隊員の設置については、今後検討していくと言われましたけれども、この3番では、それを条例化してほしいという要望がありますが、先ほど次長が、できること、できないことがあるということで、実際に民間の実施隊員の設置に必要な手続として、条例を制定することについてのお考えをち

よっとお聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長　これは民間の方が、この実施隊に入るのが有効かどうかというところでしょうから、他市では、先ほど申しましたように19市町のうち9市町で、民間の実施隊に入っておられます。それも猟友会からの推薦があった方、若しくは猟友会の方がそこに入っておられるというのが、もうほとんど、というか全てでありますので、市としましてもいろいろ協議をしながら、今から必要に応じて、条例の制定は当然やっていくべきと思っています。現在はまず、「やりません」、「やります」となかなかお答えできないですが、猟友会とも相談しながら、今後、実施隊として、それが有効な手段であれば条例の制定までを考えます。時期からすると、例えば来年の4月にすぐできますということではないので、再来年の4月からどうかというような、1年半ぐらいの計画期間を頂いて、その辺を進めていきたい、検討していきたいと考えております。

矢田松夫委員　次長、もう1回確認しますけれど、隊員の選定に当たっては、猟友会に人選を依頼すると。推薦されたものを隊員として任命すると。大まかに言えば、こういうことですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　他市を参考にすればそういうことになりますので、猟友会へ、まず相談をしていきたいと考えております。

矢田松夫委員　それから請願者の方が、真ん中辺に、多様な人材の活用を求めますと書いていますよね。多様な人材は実際におるんですか。私は、多様な人材の前に、やっぱり多様な人材の確保、高齢化している、若い人も入っているという声も請願者から聞きましたけれど、ほとんどの方が高齢化している。そういった人の活用より、早急に隊員の、猟友会の皆さん方に入られる方の確保が先じゃないかと思うんですが、それについて、執行部から、確保についてどのようにされるのか。猟友会だけに任

せておくのか、その辺の対応の仕方がありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては、まず、猟友会が今の狩猟免許を持っておられるということから、猟友会が趣味でもともとはやっておられたのかも分かりませんが、今は社会貢献として駆除されたり、捕獲されたりの数管理をしておられます。そういうところから、後継者を育てることに非常に今行き詰まっている中で、まず、猟友会等の充実を図りながら後継者を図っていきたい。またいろいろな専門的な方等がいらっしゃいましたら、そういう方に御意見を聞いて、進めてまいりたいと思っていますし、その担い手の確保については、先ほど申しましたように、出前講座とか研修会等を開催する中で、担い手の確保に努めてまいりたいと思っております。

藤岡修美委員長 ほかに3番、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4番、若干、捕獲計画数、今までも議論ありましたけれども、追加で何か質疑がありますか。

森山喜久委員 4で、請願者の意見を伺ったときに、要は今回、有害鳥獣の捕獲実績がありますよね。実績報告書であったように、平成29年から令和3年の間のイノシシと鹿の実績、例えばそれを市のホームページ上の農林水産課のところに、現在のイノシシの捕獲実績、鹿の捕獲実績は今こうなっていますよという形で報告する、実績を市民の皆さんが把握できるように、ホームページ上でも掲載してもらいたいという話もあったんですけど、そういうのは可能でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 可能かどうかといえれば可能です。今、被害防止計画についてはホームページにアップをしておりますので、どなたでも見ることができます。さらに捕獲実績をアップしろということですが、これにつきましては、どういう形であるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただければと思います。



森山喜久委員 実際、今下関市で、こういうふうにホームページにアップしておられるので、そちらをまた見ていただきながら、検討をお願いしたいと思います。

矢田松夫委員 捕獲実績の件ですけれど、請願者の話を聞くと、厳しいところから緩やかなところに来るんだということもありました。実際、令和2年度が、鹿の場合は85です。令和3年度の場合は28ということで、捕獲数が上がって下がっているということですが、そういうことっちゃうのは実際にあるんですか。85から28って。取り過ぎたから28になったのか。そうじゃないと言われました、請願者の方は。この実態は、どう分析されておられますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては、狩猟で取られたということですね。捕獲数につきましては、山陽小野田市内で捕獲された数です。これについては、猟友会から上がってきた数字です。その確認として、どこで捕獲したか、それとしっぽ等で確認させていただいておりますので、これについては、実績として挙がっております。これが上がったり下がったりというのは、イノシシの狩猟をされたり鹿を取られたりということがあるのか、この辺の分析というのは特にはしておらないところです。

藤岡修美委員長 4番よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、5番です。鳥獣被害に対する、告知あるいは勉強会をという内容ですけれども、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、執行部に対する質疑を終わります。農林水産課の皆さん、ありがとうございました。ここで、換気のため、休憩を取りたいと思います。35分に再開します。

---

午後 3 時 2 4 分 休憩

---

---

午後 3 時 3 5 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開します。自由討議に入りたいと思いますが、請願者の説明、また、ただいまの執行部に対する質疑を踏まえて、意見をお願いしたいと思います。

森山喜久委員 請願者が出された 1 から 5 の項目について、全て妥当と思いますので、請願は採択すべきだと思います。

藤岡修美委員長 という森山委員の意見ですけれども、ほかに御意見はありませんか。

矢田松夫委員 請願者に最初に言うたんですけど、やっぱり本来ならこういう請願については、利益団体っちゅうか、例えば猟友会とか、実際にそういう鳥獣捕獲を担当している団体から出るべきじゃないかと、私個人としては思うんですけど、にもかかわらず、一般の方から出されたというのは、それほど深刻な、鳥獣被害が出ているということを思えば、賛成をするということでもあります。

中島好人委員 さすがに、僕はこの産業建設常任委員会、ただ単に請願者の意図を酌んで、更に突っ込んで実現していこうと、この 2 時間の審議の中で積み重ねてきたんではないかと思います。僕は、一つは、電話しても現場にはイノシシはいなかったという中で、やはり、頻繁に出るようなところとか、また土地なんかもきちっと確保していくところも検討していくという方向とか、また今日、協議会のメンバーについても、今はんところは誰々と指定はできないけれども、増やしていくことも検討するというような方向性も見いだしたし、請願にはもちろん賛成ですけども、

請願者の意図を更に酌んだ方向性がこの委員会で作り上げられたことは、いいことだなと思います。そういった意味でこの請願には賛成ではありません。

恒松恵子委員 請願者にたくさん御説明いただいたとおり、鳥獣被害は深刻なものとなっております。委員会でも、たくさん協議して課題が見えてまいりました。特に、他市町で事例のある条例について、大変意図が分かりますので、山陽小野田市にふさわしいものの早期制定を求めて、賛成させていただきます。

中村博行委員 賛成の立場から意見を言わせてもらいます。本委員会からも、この事業については、附帯決議等でかなり突っ込んでやってきたつもりですけれども、改めて請願者の強い思いに、今までの審査は全く機能していなかったと。また、市は、ほとんど協議会に丸投げの状態、そういう状態でもいいんだという安易なものがあって、ややもすると、協議会が猟友会に変わって、市の主体性がちょっと感じられなかった。しかし、請願者が委員会にお見えになって、この請願についての意見をとうとうと述べられたことに対して、執行部もそれを多分やっぱり実際にネット等で見て、目からうろこじゃないですが、しっかりこれは変えにやいけんなどという思いを感じたのが、今日の答弁でよく分かりました。ですから、令和5年度以降にこの計画も改定されるということでもありますので、そのいい方向に歯車が回るということも期待しまして、この請願はもちろん重要なことですので、賛成としたいと思います。

中島好人委員 自由討議なんでね、1人が言ったらもう順番に回って、1回言うたらそれで終わりというのでは、自由討議にならないので。今、中村委員が言われましたように、ただ何となく協議会に丸投げっちゃうか、協議会に相談してというのを感じたんで、やっぱりもっと市の行政としてどうなのかというのは、今日の審査を受けて、方向性を考えるきっかけにもなったんじゃないかなという感じを受けました。

中岡英二副委員長 私も賛成です。請願者の大変熱い思いを感じ、今日2時間の間、執行部に質疑してきました。大変、大事なことだと思います。是非とも、これはスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

藤岡修美委員長 賛成意見ばかりでしたけども、これで自由討議は打ち切りたいと思います。暫時休憩とします。

---

午後3時41分 休憩

---

---

午後3時44分 再開

---

藤岡修美委員長 質疑を終わり、ここで討論を行います。討論はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。それでは、採決を行います。請願第3号市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成ということで、採択することに決しました。それから、お諮りします。ただいま採択した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理と経過と結果を請求したいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、そのように決定しました。以上で、産業建設常任委員会……(発言する者あり)そう、か、休憩します。

---

午後3時46分 休憩

---

---

午後 3 時 4 7 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。審査内容 2 番の閉会中の継続調査事項につきまして、お手元に配付してありますが、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、閉会中の継続調査事項については、このとおりとしたいと思います。以上で、産業建設常任委員会を終わります。

---

午後 3 時 4 8 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）9 月 1 4 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美